

最低賃金引上に対応するための「業務改善助成金」活用セミナー ～人件費負担増に備え、賢く制度を活用しましょう～

今年の福岡県の最低賃金が65円引上げの1,057円になります。業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（福岡県最低賃金時給992円）を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。65円引上げの人件費負担増に業務改善助成金を活用し設備投資するチャンスです。※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

【対象者】

中小企業・小規模事業者の経営者・人事担当者

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円



活用のポイント

賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

日時 令和7年10月1日（水）

15：00～16：00 セミナー後に質疑応答

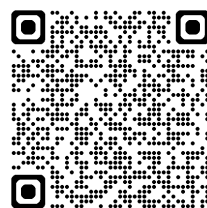
場所 篠栗町商工会2階会議室

参加費 無料 定員 20名（先着順）

共催 福岡働き方改革推進支援センター

講師 特定社会保険労務士 桐生 敏成 氏

内容 業務改善助成金の活用、支給申請手続の流れについて等



下記申込書に必要事項を記入のうえ、メール又はFAX、もしくはQRコードからお申し込み下さい。

事業所名	
ご担当者名	
連絡先	() —
FAX	() —
日時	令和7年10月1日（水） 15：00～16：00

お問い合わせ：篠栗町商工会 TEL:092-947-4141 FAX:092-947-4451 MAIL:sasaguri@shokokai.ne.jp